**○財務省告示第二百七号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　［略］<br>イ～ニ　［略］<br>ホ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものを | 一　［同上］<br>イ～ニ　［同上］<br>ホ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に対しするもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払 |
| へ～タ　［略］ | へ～タ　［同上］ |
| 二　［略］ | 二　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○財務省告示第二百八号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　［略］<br>イ～ト　［略］<br>チ　北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関与する者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）及び北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）に対しするもの又はこれらのものから受領するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払 | 一　［同上］<br>イ～ト　［同上］<br>チ　北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）及び北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告 |